

熊本県規則第18号

熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則（平成7年熊本県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第1条第6号」を「第1条第7号」に改め、同条第3号中「第1条第2号又は第3号」を「第1条第3号又は第4号」に改める。

第9条第2号中「第1条第1号」を「第1条第2号」に改め、同条第3号中「第1条第5号に規定する建築物」を「第1条第6号に規定する建築物（卸売市場を除く。）」に改め、同条第4号中「第1条第11号に規定する建築物」を「第1条第15号に規定する飲食店」に改め、同条第5号及び第6号中「第1条第12号」を「第1条第16号」に改める。

第12条第10号及び第11号を次のように改める。

(10) 雇用・能力開発機構

(11) 日本郵政公社

第12条中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号を第16号とする。

別表第1第2号中「第1条第6号」を「第1条第7号」に改め、同表第3号中「第1条第2号又は第3号」を「第1条第3号又は第4号」に改め、同表第14号中「第1条第13号」を「第1条第19号」に改める。

別記第3号様式を次のように改める。

別記第3号様式（第10条関係）

特 定 建 築 物 整 備 調 書				
特定建築物の名称				
特定施設又は整備施設	利用円滑化基準又は整備基準	措置の状況	指導の内容等※1	
不特定多数の者又は主として高齢者、身体障害者等が利用する部分	1 廊下等（a）	①滑りにくい表面の仕上げ ②階段又は傾斜路の上端に近接する部分への点状ブロック等の敷設※2	有・無 有・無	
	2 階段	①手すりの設置 ②滑りにくい表面の仕上げ、段を容易に識別するための措置、つまずきにくい構造 ③段の上端に近接する部分への点状ブロック等の敷設※2 ④回り階段でないこと	有・無 有・無 有・無 有・無	
	3 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路（b）	①手すりの設置（勾配が12分の1を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分） ②滑りにくい表面の仕上げと段を容易に識別するための措置 ③傾斜部分の上端に近接する部分への点状ブロック等の敷設※2	有・無 有・無 有・無	
	4 便所	①腰掛便座、手すり等の適切な配置、十分な空間の確保、標識の掲示等がなされた車いす使用者用便房（1以上）の設置 ②男子用小便器のある便所への床置き式小便器等（1以上）の設置	有・無 有・無	
	5 敷地内の通路（c）	①滑りにくい表面の仕上げ ②段への手すりの設置、段を容易に識別するための措置、つまずきにくい構造 ③傾斜路への手すりの設置（勾配が12分の1を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分） ④傾斜路の存在を識別するための措置	有・無 有・無 有・無 有・無	
	6 駐車場	350cm以上の幅の車いす使用者用駐車施設（1以上）の設置と表示、位置の配慮	有・無	
利用円滑化経路	1 経路の設置	①道等から利用居室までの経路（1以上）の設置 ②利用居室（又は道等）から車いす使用者用便房までの経路（1以上）設置 ③車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路（1以上）設置	有・無 有・無 有・無	
	2 経路の構造	階段又は段を設けないこと	有・無	
	3 出入口	①80cm以上の出入口幅 ②戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造等とし、その前後に高低差がないこと	有・無 有・無	
	4 廊下等	①（a）と同じ構造 ②120cm以上の廊下幅 ③50m以内ごとの車いすの転回場所の確保 ④戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造等とし、その前後に高低差がないこと	有・無 有・無 有・無 有・無	
	5 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	①（b）と同じ構造 ②120cm（階段に併設する場合は90cm）以上の幅 ③12分の1以下の勾配（高さ16cm以下のものは8分の1以下） ④高さ75cm以内ごとの踏幅が150cm以上の踊場の設置	有・無 有・無 有・無 有・無	

特定施設又は整備施設		利用円滑化基準又は整備基準	措置の状況	指導の内容等※1	
利用円滑化経路	6 昇降機及び乗降ロビー	①かごの各階（利用居室、車いす利用者用便所・駐車施設のある階、地上階）への停止	有・無		
		②80cm以上のかご及び昇降路の出入口幅	有・無		
		③135cm以上のかごの奥行き	有・無		
		④幅及び奥行きが150cm以上の乗降ロビー	有・無		
		⑤車いす使用者が利用しやすい制御装置の設置	有・無		
		⑥停止予定階及び現在位置のかご内表示装置の設置	有・無		
		⑦かごの昇降方向の乗降ロビー表示装置の設置	有・無		
		⑧1.83㎡以上のかごの床面積と車いすが転回できる形状※3	有・無		
		⑨かご内へ到着階及び戸の閉鎖を知らせる音声装置、かご内又は乗降ロビーへ昇降方向を知らせる音声装置の設置※2※4	有・無		
		⑩かご内及び乗降ロビーの制御装置へ点字表示等※2※4	有・無		
利用円滑化経路	7 特殊な構造又は使用形態の昇降機	(エレベーターの場合)			
		①平成12年建設省告示第1413号第1第7号に定める構造	有・無		
		②0.84㎡以上のかごの床面積	有・無		
		③かご内の床面積の十分な確保（車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合）	有・無		
利用円滑化経路	8 敷地内の通路	(エスカレーターの場合)			
		平成12年建設省告示第1417号第1号ただし書に定める構造	有・無		
		①120cm以上の通路幅で（c）と同じ構造	有・無		
		②50m以内ごとの車いすの転回場所の確保	有・無		
		③戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造等とし、その前後に高低差がないこと	有・無		
		④120cm（段併設は90cm）以上の幅の傾斜路	有・無		
視覚障害者利用円滑化経路	1 経路の設置	視覚障害者利用円滑化経路（1以上）の設置※2※4	有・無		
		2 誘導装置	線状ブロック等の敷設又は音声等の誘導設備（風除室で直進する場合を除く。）の設置	有・無	
		3 敷地内の通路	車路近接部、段、傾斜部分の上端近接部分への点状ブロック等の敷設※2	有・無	
条例第17条第2項の基準	1 案内表示	高齢者及び障害者へのわかりやすい案内表示	有・無		
	2 客室	高齢者及び障害者に配慮した1以上の客室	有・無		
	3 客席	高齢者及び障害者に配慮した1以上の客席	有・無		
※1					

(注) ※1の欄は、記入しないでください。

※2は、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合を除きます。

※3は、不特定多数の者が利用する建築物（床面積が2,000㎡以上に限る）の利用円滑化経路を構成する昇降機に限ります。

※4は、不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用するものに限ります。